

のことでは、あまりにも一方的であり、市の水道経営にも多大の影響を及ぼすことになると思います。また給水料金が居住者が一ヶ月一軒につき千四百円なりを支払っているとのことで、居住者に対する給水は、一時も停止することはできない重要なこととす。今回停止された場合に市営水道が八高線先に現在給水管が細く一度に市営水道の給水は不可能なことで、今後対策を市当局に提出をいたし至急解決をしなければならぬと思います。福生市といたしましては、今後対策を考えていたいただきたいと考えております。本件に対してどのような折衝をしてきたか、また現状と今後の見通しについて明確に答弁を市長にお願いいたします。

次は最後に市内各家庭給水メーター設置の設置場所及びメーター器検針について

最近市内各家庭におき、水道料金が毎月大きく不順があると言う話があり、貸家家庭におき、メーター器設置場所も知らないような方も見受けられますが、一軒の家庭生活の水道料

金が平均料金が各家庭の家族数によって生活上大体決まることと、思いますが最近では月平均より最大に使用量が多くなるなり、少くなるなりというこの不公平を聞いております。またある家庭においては、二年半も家族が多くなったにもかかわらず、定額料金であるとのこと。隣の家族が人の家庭でも、千二、三百円を支払っているとのこと。最近、市水道課にも不満を訴えていく方が見受けられました。なぜならばいろいろ聞くといふ、いろいろの家庭を調べてみましたら水道メーター器取り付けの正しい建物の家屋の方は、十四、五年前から地下に埋まっております、長い月日に土がくさり見にくいメーター器と成っている家庭が多くあり、また貸家ハウスは著しく多く、メーター器の見当らないような家屋があるように見受けられますが、メーター器が正しいわけはありません。私は二年半前に売却いたしましたハウスが水道蛇口の破損した際に、止めるメーターがないといふことで、どうもなことで質問されました。その時、そんなことは必

でもあるというように話すと、私の家はメーター器が見当たらないから家屋取得当時より毎月規定料金を支払っているとのこととします。止める場所が見つかからないといったのは、私が売却の際に必ずあったことだからとさう前回の場所に土に埋まっております。また、水道検針係はメーター器をさがさなくては見当りない場所では規定料金の請求をすることが明かにわかり、規定料金の支払いの方は不満なく過していることと思っておりますが、家庭の毎月の使用料金により多く差額があった場合には、不満を出しているという事です。このような見にくいメーター器の不明な設置場所が、検針係が規定料金を請求していることが明かなように見受けられました。このような見にくい設置場所またはメーター器の埋まっております見当たらない家屋の検針カードには、フ・マークがついてあり、フ・マークがついてあるにもかかわらず、家屋持ち主にも通告改善せず次の検針係に申し送っているような状態でございます。水道工事指定店に通告を出して、至急改善をなさうように取りはかりうのが検針係

の任務だと思いますが、電気メーターのようには地上からニメートルくらいの場合に取りつけがある場合には、見にくいようなこともないと思っておりますが、水道メーター器は地下にあり必ず各家庭にあり、長い月日には見にくくなることは当然であり、検針係は料金問題のことで誠意をもつ検針にすべきことであると思っておりますが、今までの見にくい場所は、規定料金というような言葉で市水道係より聞きまわりましたが、このようなことが再びないようには注意して、市内各家庭に至急に市指定工事店に改善通知を出して市水道係で積極的に改善に努めるように各家庭にも通知したことで、このようなことが解決すると、不法料金の市民の不平、不満ができることはないと思っておりますが、今後水道一元化と

なつた場合全市内を再点検いたさなければ、この都の
水道係より 福生市 市営水道検針料金を、ずさ
んな検針と通告されてもやむを得ないことと思ひ
ますか、水道課は このようないことか、ないよう市内
の各家庭のメーター器を調査し、見にくい設置場所
は一日も早く改善していく考えでいるか、今後水道
メーター器検針係は誠意をもつて明確なる検
針料金を市住民に請求すべきであり、また
市民の要望でもあります。

以上二項目について市長及び担当課長の今後の
ご理解あるご答弁をお願いいたします。
以上難ばくな質問でございますが、私の一般質問
を終らせていただきます。

議長(末次性男君) 承り、二時五十分まで休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後二時五十分 開議

議長(末次性男君) 休憩三十分に引き続き会議を開きます。

(市長 石川常太郎君登壇)

市長(石川常太郎君) 吉岡議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

最初にスクールゾーンでございませうけれども、これは国の方の方針でございまして、全国スクールゾーンというものを一掃しまして、学校周辺の登校と下校の時間は車を全部通さないというようないことにならなければいまして、全部と申しましてまたとえて申しますと、松原村とか奥多摩町のようなところとか、自動車にあまり縁のないところはやらないところもあるところでございませうけれども、やらなければならぬところは全部そのような規制をいたすところでございます。教育委員会の方といたしまして、自動車は通らないほうが子供のために安全でございませうので、われわれと立場が異なるわけでございまして、教育委員会の方ほうといたしましてなるべく通らないほうがいいということでは



ございます。私の立場からいいますと、やはり通う方がよい人の中には、お説の通り職業上やむを得ない人の中にも、場合によっては特別として少しぐらいは認めていただいても、係行して小学校あるいは中学校生徒の登下校に少しさわりのないようにしたりどうかということも私も考えております。その後福生の警察署長さんにも二回お目にかかりまして、いろいろこのことについてお願いをし、またご意見を聞いたわけでございます。ただ今のところ署長さんから確たる返事はございせんけれども、なるべく趣旨にそうように考えてみよう、ということと申されております。ただ今うお考え中でございます。ただこれは一署長の権限ではまいらないと思っております。将来はおそらく公安委員会の問題になると思っておりますけれども、とにかく署長さんの権限でなんとか面倒みてもらいたいということをお願いしてございます。いま少しお待ちいただけます。またもうちに私も福生警察署へまいりまして、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

二番目に市営水道でございますけれども、これにつきましては私もうかつてございまして、実は最近まで存じなかったわけでございます。けれども、基地側から七月の末に各家主さんのところに通知がきたそうでございます。市のほうには何等通知がなかったものでございすから、実はだんだん噂を聞いたわけでございます。ましていろいろハウスを建築いたしました今までのいきさつ、それから進駐をしたころの水道の状況等を考えますと、どうもそれは市がその工事をするのはどうもばかじやないかというふうに、これは防衛施設庁のほうで工事をすべきじゃないかというふうに考えているわけでございますが、過日九月十二日かと思っております。実は、議長、副議長さん、それから各常任委員長さん、また各特別委員長さんに東京の各所に陳情にまいったわけでございます。まずけれども、その際にも防衛施設庁においてしかるべくやつてもういたい、ということをお願いしてまいったわけでございます。また私としましては、その工事はぜひ一防衛施設庁で配慮をした方がいい、という正式の書類を防衛施設庁長官宛に出し

ておきました。取りあえず十月いっぱいまで給水が切れることになって
いるようでございますけれども、私の見通しとしてはおかげ様で延
期はできるものと考えております。

次にメーター器設置の場所でございます。これにつきましては
あらかじめご注意をいたしたわけでございます。今までの不
手ぎれと申しましようが、また市民に対する不公平と取り扱いと申
しますか、そのようなことににつきまして深く遺憾の意を表す
るわけでございます。誠に申しわけない次第でございます。今後
このようないことがないようにもうろん気をつけますけれども、
現状不備な点はその対策をただちに実行するようには命じ
てございますので、水道課長のほうからそれらに実することは
ご説明申し上げたいと思っております。

以上をもちまして答弁をいたします。

議長（末次性男君） 水道課長上野重勝君。

水道課長（上野重勝君） ただ今の吉岡議員さんのご質問に対す
る補足説明を申し上げます。

先ほど第一点の横田基地給水の貸家ハウスについてござい
ます。大綱につきましてはただ今市長が申し述べた通り
でございます。

なお現状でございますが、市の水道本管は八高線の東福生
駅の前に市道が通っております。防衛施設庁の補助金で工
事をいたします。その道路に百ミリ管が通っております。それ
だけで西のほうのいわゆるハウスのある地域については水道管は
いそおりません。市の計画でございますが、一部については第四
期拡張工事の計画の中に入っておりますが、あの地域は米
軍ハウスがほとんどございまして、米軍の居住地区になっており
ますので、私の方としては水道管の配水管の計画は現在の
ところ具体的にはまだもっておりません。今後の進め方につ
きましては、ただ今の市長の答弁のように進めたいと考えてお
ります。

第二点のメーター設置場所とメーター換針についてあります。が、
ご指摘をいただきました大変私も現心縮になっております。

ただ、メーター器は設置する場合には、市の水道関係職員が
 検査をいたしまして見やすい位置に設置をいたすわけでござ
 りますが、その後それそれの使用におきまして物置を増
 築したり、あるいは家屋を一部増築したりして、その中に閉じこ
 んでしまつたり、あるいはその柱の下に入れてしまつたり、それから
 また自分の地所をかき上げて水道のメーターがその中に埋もれ
 てしまつたり、あるいはまたドラム缶等を置いて水道換針がで
 きないという状態にいたりするものがかなりあります。私も
 最近調査をいたしましたところでは、換針が困難なものやある
 いはまた換針のできないというものが十九件ございます。吉岡
 議員さんの指摘の件もその中に入っていると思ひますが、例えばその
 一件は、座敷を通らなければ換針できない状態でございます
 す。したがつてご本人とお話し合いの上で各月を認定して請ねられ
 ています。しかしある一定の時期においては換針をして
 その差額をもううというような方法をいたしました場合がござい
 ます。それから一部においてはメーター器が見つかうまいで

換針できなかったという例もござります。それらもその後調査をい

たりたところ検査器を持して何回か検査をしたそうでは
 ございます。ところがメーター器をその後新設したのちに家屋を
 分譲したりあるいは分離しまして、へいをつくりまして隣の家に
 メーター器があつたというふうなこともございまして、換針が指
 摘のようにやそになつたという例もござります。それで換針員と
 すれば当然メーターの換針に基づいて使用料を算定して毎月徴
 収するというのが原則でございます。使用条例第三十二条に規定され
 ておりますが、たまたま使用水量が認定できないという場合、あ
 るいは換針が不能だという場合には市長が認定してよろし
 いというのがございますので、手段方法としては確かに指摘の
 ように適切ではなかつた点は深く反省をしておりますが、やむを得
 ずそのような方法をとりしていただいたということでございます。

それからさらに給水装置の保管の問題ですが使用者は善
 良な管理をもつて給水装置を保管しなくてはいけない。常時
 集金、換針、検査等が受けられる状態になくはないと

いう規定がございます。私も、この規定がございます。が、ただ今の説明したような個々事情によりまゝと、メーカー実態を設置替えしなくてはならぬ、そうすると大変な経費もかかりますので、やむを得ず認定というような方法をとったわけでござります。この指摘のような事実がありますれば、なおそれについては何等かの対策を考慮しなければならぬかと思ひます。

以上でございしますが、この指摘のようには換針が規定通りに行なわれていなかったことについて深くお詫びいたします。

八番（吉岡一三君） 自席からお許しをいただきまして、質問いたします。

第二項の各小学校のスクールゾーンの拡大についてでございしますが、前回警察当局の駐在所の巡査が今晚交通規制の説明があるからというふうなお話を聞きましたときに、小学校のこのようたスクールゾーンの規制がされるということは全然地区住民も知らなかつたのでございしますが、その前に警察当局としますと教育委員会に一か月前に通告したというところを聞きましたが、一か月前に七月二十五日に通告しなうならば、その説明会が八月二十五日にござい

まして、教育委員会といたしましても、また各個所の第三小学校、第四小学校における隣接の町会に何等かの回覧とか、説明をしようというふうな考えでございしましたが突然そういうような規制の説明がございまして、それに対して全然何の通知もなかったでございます。これに対して今後そういうような重大な場合には、各町内にも町会長さんがありますので、地区代表がいろいろと市のことに対しては町内のご面倒をみていただいている方があるでございしますので、そういう方に通知なり説明をして、その後にくうした警察当局から取り締まりの説明があるならば納得いくでございしますが、そのときにやはり市民が市は知らなかつたのかということも私も言われたわけでございします。今後その点につきましては、十人市からも教育委員会でも説明をしていただき、この規制区域に居住する方々は規制時間には自動車を少しでも動かさないでございしますので、いろいろと今後の一生の問題で非常に重大な問題だと考えているわけでございます。そういう点は今後ぜひ早く通知していただ

り、やそいいたきたいと思ひます。

それから二項につゞきは水道の件でございしますが、横田基地周辺米軍貸家ハウスにつゞきは、すむにこの通知がありまして、た後にいろいろと貸家のほうもまたそこに居住していろいろの方々が私どもにも電話がかかってきたり、また市の方にもそういう電話があったと思ひます。それにつゞき各委員、長さんなり市長も基地のほうに折衝しました。防衛庁のほうにも折衝していただけて話を聞いております。昨日までのいろいろな話によりますと延期をひきかすというふうなよりよいお話でございしますので、それにつゞきましては今後ぜひ延期していただきます。延期した期間に水道係の方でやめては米軍ハウスというものに対しては、日本人が今後ほとんど現在も日本人が空家があるのに居住してゐるような状態を、毎日居住者が増えているわけではございします。それに伴い米軍が引越してゐるような状態を、今後は全部基地外のハウスは日本人が使用するようになるんではないかということも私どもも予想してゐるのでございしますので、

ぜひ延期した間に八高線以外の水道の本管が引けないところに極力早く給水体制をとっていただくことをお願いするものでございします。

それから三番目の水道検針のことにつゞきますが、非常に水道課長の説明をお聞きいたしますと、ご説明もつともはご説明でございしますが、ただ私がいうのは検針係が誠意をもつた検針をしていただきたいということが第一番のことである。私は前回、私がそういう人々を指しては申しわけないでございします。調査あかりの方が水道検針していただく、どうも隣が多いんじゃないかと、隣が急激に二、三ヶ月水道料金が多くなったということでもございまして、私の隣のうちでこの間水道を引いてから多くなったということになつて、隣のうちの水道メーターの先からまた水道をとつていふんじゃないかということに気がついたので、調べてみます。隣の家水道メーターの先から、水道メーターよりものほうの先とればそういうことはないですけれども、水道メーターの先からまた水道配管を隣にとるというふうな状態

で二重に上っていたというふうな状態があったわけでございます。その
ういふ点も検針係が前月より急激に増えたということだ
つたら、自分で検針カードを接してあつたというのでも、その
ようなことにもう少し気をつけて検針していただければ前月より
多くなつたなという問題が出て、そのときすでにこういう問題も
あつたから放水というのでもわかるわけでございます。ただ単
にメーター器を見て多くても少なくてもつけてくるというふうな
ことは誠意がない証拠にやないかというので、また私もある電
話に出ましたとき市民だと思つたせもあるでしようが、見えに
くいところは一人で千軒も検針するんだから見えにくいところは
指定もありますよー、と、こういう電話を私は受け取つたわけ
でございます。市の方は私が議員だということを知らないで、こ
ういふことを言つたのじゃないかと思つた。私もずいぶん憤慨しまし
て、議員であるが市民であるが同じような言葉の使い方、今後
やるに当たつたいということを私は切に希望するものでございま
す。こ
ういふような簡単な言葉をしていわれるというのに対しては、私としま

しもずいぶん検針をしてるんじゃないかということもあつたわ
けでございます。課長に水道のメーターの検針は受け取りでや
つてゐるか、と、いうことを私は聞きました。受け取りじゃな
いんですよ、と、いうことをりかれて受け取りじゃなければ千軒も見
るのだから、と、いうことは言えないわけでございます。一日に何軒
みなければいけない、と、いうことはない、と、いうことを私も指摘ま
した。ぜひ今後そういうことのないように見にくい場所なら、さな
かき棒でかりてみる、ぐういの誠意をもつてほしいと、また見えにく
かつた水道メーター器においては、メーターの検針の紙を差し込ん
でくる際に何々の水道屋さんの電話番号、当番制の水道屋さんがあ
るの、と、いふことから、当番制の水道屋さんの電話番号なり、その
水道屋さんの名前なりを書き、すぐ連絡して見にくいから水道メ
ーターを上げてほしい、と、いうふうなことは必要じゃないかと思つて
います。しかも見えにくいカードには調べてみれば、つ、マークがしてあり、つ、マ
ークがしてある、と、いうことはすでに見にくく確認ができません。こ
ういふマークにしたのであつて、それを次々にそのままにしていくといふ



ことに対しては私どもも不満であり市民の皆さんにこういうことを
訴えたり市民の皆さんはどういうことを考えているかということなんで
ひびいて、この点についても見にくい場所ではせひ動かしていただい
当番制の水道屋さんの電話番号なり、その方を教えていただい
くような方法をとっていただいて、一般市民の方々は私たちみたい
な議員なりいろいろのことをやりますと、この水道屋さんにと
この水道屋さんということはすぐわかりますが、一般市民はそれまで
当番制の水道屋はだれだということにはわからないのひびいてます
から、そのくらいのことを書いていただくぐらいの今後心構えをもつて
いただくようにしていただきたいと思います。

以上ただ今私が質問いたしましたように今後せひ改善方法
またこの二点につきまして市民から指摘が来ないような方法を
とっていただくことを心よりお願いして、私の一般質問を終わらせ
ていただきます。

議長（末次佳男君） 次に十番、松山清君
の十番（松山清君） 四点ほど一般質問をさせていただきます。

一つは東口の区画整理についての質問ですが、当地域は当初
東部開発ということを出発したが、過日の全員協議会におい
て青梅線と三三三号線の間の五ニヘラールについて区画整理方式
で施行したいというようなことが若干説明されたが、このよう
に急ぎよ区域を縮小し、変更されたことはきやめて注目すべきこ
とであると考えております。私は全員協議会以後のあらたな計
画内容等を含めて、あらためてこの場において計画の全体的な内
容とともに計画を変更した理由について詳しく説明をお聞きした
と思います。

二点目は区画整理の終った武蔵野台地域の対策についてお聞
きいたします。

当地域は、区画整理も終りその目的にあった工場も多数進
出してきたとともに、また民家も多数建ちあがっております。
市街地におきましては、大事の道路が舗装されておりますが、
この地域におきましては依然として道路が未舗装のまま残
されていくものがあります。特に一三三三号線の八高線よりの